

IX 教職員の資質向上について

1 教職員としての誇りと志を新たに

平成29年12月12日付けで、「熊本県教員等の資質向上に関する指標（あるべき姿）」が示されました。本指標は、急速に変化する社会の状況を踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築等のため、平成29年4月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、校長及び教員等が高度専門職としての職責、経験及び適正に応じて身に付けるべき資質を明確にするために策定されたものです。

本指標では、「くまもとの教職員像」を踏まえ、各教員等のキャリアアップや人材育成の道しるべとして、経験段階に応じて求められる資質・能力が明確化されています。

まず、「くまもとの教職員像」を今一度読み返し、誇りと志を新たにして日々の職務に取り組みましょう。

くまもとの教職員像

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」くまもとの教職員像

平成十七年四月五日

熊本県教育委員会

1 教職員としての基本的資質

① 教育的愛情と人権感覚

自らの言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、豊かな人権感覚を持って、一人一人に温かく、また公平に接する教職員

② 使命感と向上心

教職員としての使命感と情熱を持ち続け、時代の変化から生じる新しい課題にも積極的に対応するため、常に新しい知識を求め、実践に生かす教職員

③ 組織の一員としての自覚

互いに情報を共有し、協力し合って組織的に課題に対応する教職員

2 教職員としての専門性

① 児童生徒理解と豊かな心の育成

児童生徒との信頼関係を培い、一人一人の個性やよさをしっかりと見つけ、自分に対する自信と他者に対する思いやりの心を育む教職員

② 学習の実践的指導力

基礎・基本を習得させるための徹底した指導と児童生徒が自ら学び自ら考える力を身に付ける学習を着実に展開し、確かな学力を育む教職員

③ 保護者・地域住民との連携

保護者・地域住民の大きな期待があることを自覚し、保護者や地域住民と情報を共有し、またそのニーズの把握に努め、互いの信頼関係の中で課題解決に当たる教職員

2 熊本県教員等の資質向上に関する指標（あるべき姿）

本指標の活用例としては、以下のようなことが挙げられます。

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 管理職 校長・副校長・教頭 | ○学校経営ビジョンに基づく、組織的な人材育成のため |
| 教員 | ○自己の現時点における資質を把握し、資質向上を図るため |
| | ○自己の現時点における資質を把握するため |
| | ○自己のキャリアアップを図るための目標設定の参考とするため |

本指標を自らの資質向上を図るために、自己点検や目標設定の参考にしてください。

※養護教諭は、「学習指導」を「保健教育」「健康相談」、「学級経営」を「保健室経営」「保健管理」に、また、栄養教諭は、「学習指導」を「食に関する指導」、「学級経営」を「学校給食管理」に読み替えてください。